

ご加入していただいているPTA会員の皆様へ

災害補償制度のご案内



1

共済金・保険金を受けられる対象者と期間

対象者

■PTA会員（保護者・教職員）・PTA会員の園児児童生徒及び同居の親族・協賛会員

期間

■当年4月1日～翌年3月31日

2

会員と会費

会員

■三重県PTA連合会所属の単位PTAの会員で、本制度に加入の単位PTAの会員

会費

■1世帯当たり170円(当該会費には制度維持費が含まれます)
■お支払いは、単位PTAより払い込みます

3

こんな時、共済金が支払われます

傷害共済金

日本国内でPTA行事参加中において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に共済金をお支払いします。



賠償保険金



補償項目	共済金
死亡共済金	370万円 (突然死の場合、30万円)
後遺障害共済金 (障害等級により)	370万円～15万円
入院共済金	1日につき 6,000円 (180日限度)
手術共済金 (1事故につき1回) (手術の際の入院の有無によって)	入院中 6万円 入院中以外 3万円
通院共済金	1日につき 2,000円～500円 (90日限度)

※熱中症および、細菌性食中毒も対象となります。
※共済金受取人は、会員もしくは会員の法定相続人となります。

日本国内で行われるPTA活動の遂行に起因する事故により他人の身体や財物へ損害を与えたことについて、PTAに法律上の損害賠償責任が生じた場合に、損害賠償金や各種費用をお支払いします。

PTA活動の遂行に伴う賠償責任	対人事故の場合	1名につき1億円限度 1事故につき5億円限度 (自己負担額なし)
	対物事故の場合	1事故につき1億円限度 (自己負担額なし)
保管物に係る賠償責任	借用物(保管物)の損壊紛失の場合	1事故につき10万円限度 保険期間中1,000万円限度 (自己負担額5,000円/1事故)

当該チラシは概要ですので、事故があったときは、まず、所属の学校・園にご連絡ください。その事故が、この補償制度に適用されない場合もございます。

〒514-0061 津市一身田上津部田1234 三重県生涯学習センター2F
一般社団法人 三重県PTA安全互助会 (TEL 059-233-0910・FAX 059-233-1164)